

横浜市陶芸センター 第5期指定管理者公募に係る質問及び回答

No	書類	ページ	項目	質問内容	回答
1	指定管理者公募要項	P. 14	I 公募に関すること 6 公募及び選定に関する事項 (5) 応募条件等について カ 接触の禁止	横浜市職員その他の本件関係者に対して直接・間接を問わず接触を禁じますとありますが、接触の禁止期間とその間のモニタリング実施の有無、期間中のルールなどがございましたらご教示ください。	現指定管理業務に関する事案(モニタリング等)のための接触を妨げるものではありません。 現在公募中の選定結果の通知・公表されるまで、選定の状況等の情報を聴取するような接触は避けてください。
2	業務の基準	P. 7、 27	II 横浜市陶芸センターの使命 1 横浜市陶芸センターの使命 XI 留意事項 8 自主事業	新たに定義された自主事業の認識についての質問です。これまでの分類では貸室と自主事業講座の2種類に分かれていましたが、今後は現在の定義での自主事業講座も指定管理業務に含まれるという以下のような認識で合っておりますでしょうか。 	ご理解のとおりです。業務の基準に示した使命等に基づき、本市からの指定管理料を充当し実施する事業は、指定管理業務となり、指定管理者の責任と費用により実施するものを「自主事業A及びB」と位置づけます。 なお、業務の基準に規定されている「5 利用促進及び利用者サービスの向上 (2) 利用者サービスの向上」に「施設利用者の満足度向上に繋がる物品販売など」の範囲内のものについては、指定管理業務内です。
3	提案課題及び様式集	P. 43、 47	障害者雇用計算表 自主事業計画書	P43「障害者雇用計算表」及びP47「自主事業計画書」はどちらも様式番号が27-2となっておりますが、このままの提出でよろしいでしょうか。	P43「障害者雇用計算表」については、(様式26-2)の誤りでしたので、本市ホームページ上の様式集を修正しました。大変失礼いたしました。